

令和 6 年第 3 回大台町議会定例会

提出議案概要



令和 6 年 9 月

報告第 6号 令和5年度健全化判断比率について

【理由】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく健全化判断比率について、監査委員の意見を付けて、議会に報告します。

【内容】

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、いずれの会計も黒字であることから算定されず、数値としてはありません。

実質公債費比率は8.5%、将来負担比率は2.2%であり、4指標ともに早期健全化基準内です。

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (15.0)	— (20.0)	8.5 (25.0)	2.2 (350.0)

※ () 内は早期健全化基準の数値です。

報告第 7号 令和5年度資金不足比率について

【理由】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく資金不足比率について、監査委員の意見を付けて、議会に報告します。

【内容】

水道事業会計及び生活排水処理事業会計は、いずれの会計も資金剰余の状態のため、資金不足比率は算定されず、数値としてはありません。いずれの会計も経営健全化基準内です。

会計の名称	資金不足比率 (%)
水道事業会計	— (20.00)
生活排水処理事業会計	— (20.00)

※ () 内は経営健全化基準の数値です。

報告第 8号	株式会社フォレストファイターズの経営状況について
報告第 9号	株式会社エム・エス・ピーの経営状況について
報告第 10号	株式会社宮川物産の経営状況について
報告第 11号	株式会社宮川観光振興公社の経営状況について
報告第 12号	道の駅奥伊勢おおだい株式会社の経営状況について
報告第 13号	株式会社奥伊勢ハイウェイパークの経営状況について

【理由】

地方自治法第243条の3第2項の規定により、第三セクターの経営状況を報告します。

【内容】

別冊「出資法人経営状況報告書」をご参照ください。

報告第 14 号 教育委員会の事務に関する点検評価報告について

【理由】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定により、教育委員会の事務に関する点検評価報告を行います。

【内容】

教育委員会が令和 5 年度に実施した施策等（事務・事業）の点検・評価を行い、報告書を作成し議会へ提出するとともに、公表します。

詳しくは、別冊「令和 5 年度 教育委員会の事務に関する点検評価報告書」をご覧ください。

報告第 15 号 専決処分の報告について（和解について）

【理由】

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づく議会の委任による町長の専決処分事項（1 件 100 万円以下の法律上の義務に属する和解及び損害賠償の額を定めること）について専決処分したので、同条第 2 項の規定により議会に報告するもの。

【内容】

令和 6 年 7 月 9 日午前 10 時 30 分頃、大台町宮川歯科診療所の駐車場において、相手方が診療後、帰宅するため車を後退しようとしたが、間違えて前進してしまい大台町宮川歯科診療所のエアコンの室外機に接触し設備を破損させた。

過失割合は大台町が 0 %、相手方が 100 %とし、損害賠償金 825,000 円を相手方が大台町に対し支払うことで和解した。

報告第 16 号 専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について)

【理由】

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づく議会の委任による町長の専決処分事項（自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）の規定に基づき支払われるもの、又は自動車事故に係る他の損害賠償保険金により支払われるもので、1 件 100 万円以下の法律上の義務に属する和解及び損害賠償の額を定めること）について専決処分したので、同条第 2 項の規定により議会に報告するもの。

【内容】

令和 6 年 6 月 21 日午後 2 時 00 分頃、大台町栗生地内の町道栗生上楠側道 1 号線において、相手方運転の車両が走行中に、町道に設置した進入防止柵に接触しフロント部分等が破損した。

当該町道には、注意喚起の看板が設置されておらず、進入防止柵に設置していた目印となる標示テープも劣化により機能が喪失していた状況であり、町道施設の管理不備に一因があることから、大台町の過失割合を 9 割とし、449,277 円を相手方に支払うことで和解した。

同意第 6号～19号 大台町農業委員会委員の任命について

【理由】

農業委員会の委員の任期が、令和6年9月30日をもって満了となるため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

【任命者】

氏名： 次頁「大台町農業委員会委員任命者経歴書」を参照ください。

経歴： //

任期： 令和6年10月1日から令和9年9月30日まで（3年）

同意 番号	氏名	生年月日	職業	主な経歴	備考
1	なかお みつる 中尾 満	昭和24年4月13日	農業	現 農業委員（4期） 元 柳原区区長 元 大台町議会議員	再任
2	まつだ のりひさ 松田 典久	昭和37年10月21日	農業	現 農業委員（2期） 現 認定農業者 現 茶業組合副組合長	再任
3	にしむら ようこ 西村 陽子	昭和48年2月1日	農業	現 自営業 元 会社員	新任
4	なかにし かずひろ 中西 一浩	昭和35年12月6日	農業	現 農業委員（5期） 現 認定農業者 現 茶業組合組合長	再任
5	うえじま あいと 上嶋 愛斗	昭和60年9月6日	農業	現 自営業 元 会社員	新任
6	みやじま しゅうじ 宮嶋 修治	昭和23年1月9日	農業	現 農業委員 元 長ヶ区区長	再任
7	もりい かずなり 森井 一成	昭和31年5月15日	農業	現 農業委員（3期） 現 認定農業者	再任
8	うえむら まさひろ 上村 昌弘	昭和22年9月23日	農業	元 三重県企業庁職員	新任
9	おおたき やすひろ 大滝 安浩	昭和29年12月1日	農業	元 大台町職員	新任

1 0	かどの こういち 門野 浩一	昭和21年7月13日	農 業	現 農業委員（4期）	再任
1 1	おおにし としひこ 大西 俊彦	昭和32年9月12日	農 業	元 日本郵政職員	新任
1 2	たに たかし 谷 隆	昭和34年8月8日	農 業	元 日本郵政職員	新任
1 3	まつばやし ひさお 松林 久郎	昭和24年10月29日	農 業	現 農業委員 元 小滝区区長	再任
1 4	よしだ ただし 吉田 正	昭和23年10月1日	農 業	現 西光寺総代長	新任

認定第 1 号	令和 5 年度大台町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2 号	令和 5 年度大台町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 3 号	令和 5 年度大台町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 4 号	令和 5 年度大台町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 5 号	令和 5 年度大台町水道事業会計決算認定について
認定第 6 号	令和 5 年度大台町生活排水処理事業会計決算認定について

【理由】

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度大台町一般会計ほか特別会計の歳入歳出決算について、監査委員の意見を付して、議会の認定を求めます。

併せて、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度大台町水道事業会計、及び令和 5 年度大台町生活排水処理事業会計の決算について、監査委員の意見を付して、議会の認定を求めます。

【内容】

別冊「令和 5 年度決算の概要説明書」をご参照ください。

議案第 5 5 号 大台町報徳診療所あり方検討委員会設置条例の制定について

【制定理由】

診療所の開設から約 10 年が経過し、社会環境の変化や高齢化の進行に伴う受診者数の減少などもあり、今後の報徳診療所の運営や経営形態、医療提供体制について検討するため、町長の諮問機関として「報徳診療所あり方検討委員会」を設置する条例を制定するもの。

【主な内容】

- 設置 第 1 条 大台町報徳診療所（以下「診療所」という。）の今後のあり方を検討する大台町報徳診療所あり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 所掌事務 第 2 条 委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び検討を行い、その結果を町長に答申するものとする。
 - （１） 地域における診療所の役割に関すること。
 - （２） 診療所の運営及び経営形態に関すること。
 - （３） その他診療所の医療提供体制に関すること。
- 組織 第 3 条 委員会の委員は、次に掲げる 15 人以内をもって組織し、町長が委嘱する。
 - （１） 学識経験者
 - （２） 医療関係者
 - （３） 介護福祉関係者
 - （４） 町民代表者
 - （５） 行政機関の役職員
 - （６） その他町長が必要と認める者

【施行期日】

公布の日

議案第 56 号 大台町福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について

【改正理由】

子ども医療費の助成制度の拡充を目的に、令和 7 年 4 月から対象年齢を 15 歳から 18 歳へ引上げを行いたいことから、所要の改正を行うもの。

【改正内容】

別添「令和 6 年 第 3 回大台町議会定例会資料」をご覧ください。

【施行期日】

令和 7 年 4 月 1 日

議案第 57 号 大台町国民健康保険条例の一部改正について

【改正理由】

先の令和 6 年第 1 回定例会で議決を得た、「議案第 22 号 大台町国民健康保険条例の一部改正」について、附則の規定に誤りが判明したことから、現時点で正しい姿に修正するもの。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 48 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行期日が、本年 12 月 2 日と定められ、現行の被保険者証は同日をもって廃止されることとなったことに伴い、引用先の国民健康保険法の項ズレや字句の修正等を行うもの。

【改正内容】

別添「令和 6 年 第 3 回大台町議会定例会資料」をご覧ください。

【施行期日】

第 1 条の規定 公布の日

第 2 条の規定 令和 6 年 12 月 2 日

議案第 58 号 大台町集落生活改善センター条例の一部改正について

【改正理由】

集落生活改善センター（地区集会所）の一部施設について、公の施設としての位置づけを廃止するため、所要の改正を行うもの。

【改正内容】

別添「令和 6 年 第 3 回大台町議会定例会資料」をご覧ください。

【施行期日】

令和 6 年 10 月 1 日

議案第 59 号 大台町普通河川管理条例の一部改正について

【改正理由】

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

【改正内容】

別添「令和 6 年 第 3 回大台町議会定例会資料」をご覧ください。

【施行期日】

公布の日

議案第 60 号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

【理由】

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 48 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行期日が本年 12 月 2 日と定められ、現行の被保険者証は同日をもって廃止されることとなったことに伴い、三重県後期高齢者医療広域連合規約において規定する「被保険者証」等の用語を整理するため、同規約の一部を改正したく、関係地方公共団体と協議することについて、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【内容】

別表第 1 中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

【施行期日】

三重県知事の許可の日

議案第 6 1 号 令和 6 年度大台町一般会計補正予算（第 4 号）

議案第 6 2 号 令和 6 年度大台町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 6 3 号 令和 6 年度大台町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 6 4 号 令和 6 年度大台町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 6 5 号 令和 6 年度大台町水道事業会計補正予算（第 2 号）

議案第 6 6 号 令和 6 年度大台町生活排水処理事業会計補正予算（第 2 号）

議案第 6 7 号 令和 6 年度大台町一般会計補正予算（第 5 号）

別冊「令和 6 年度補正予算説明資料（第 3 回定例会）」をご参照ください。